

令和5年度



松川中学校 部活動の方針

目標

- ① 部活動を通して、精神の鍛錬・技術の向上・強靱な身体の育成をはかるとともに、よりよい人間関係が築けるようにする。
- ② 各々の活動を通して、単に勝敗にとらわれず、自分に勝つ心を育て、人間として大切なマナーの育成を図る。
- ③ 学芸的な活動では、自主的で積極的な研究態度を養い活動を深めていく中で、個性を発見し伸ばすようにする。

本校の運営方針

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン (H30.3 スポーツ庁) 長野県の中学生期のスポーツ活動指針改訂版 (H31.2) 松川中学校に係わる運動部活動の方針改訂版 (松川町教育委員会 H31年4月) 文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン (H30.12 文化庁) 長野県中学校の文化部活動方針 (R元年12月) に沿う。

- ① 学期中は週当たり休日1日、平日1日の2日以上 of 休養日を設ける。平日の休養日は水曜日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日をできるだけ他の週末に振り替え、週末の活動が常態化しないよう配慮する。
- ② 1日の活動時間は準備、片付け、ミーティング、休憩等を除き2時間程度とし、16:25から完全下校 (季節により変動。最長は18:00) までとする。週2回に限り19:00までとすることができる。(5時間授業の場合は18:00まで) その場合は保護者の迎えを要する。休業日 (学期中の週末を含む) の活動時間は平日と同様に長くても3時間程度とする。
- ③ 長期休業中は、学校閉庁日を除く休業期間の半分以上の休養日を設定する。できるだけ平日に行うよう配慮する。学校閉庁日は行わない。
- ④ 大会等への参加については生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を決定していく。
- ⑤ 部活の抱える課題や地域において実施される社会体育活動との連携について、及び部活動の地域移行について松川町教育委員会が設置する松川中学校部活動運営委員会で協議をしていく。

指導体制の工夫

- ・各部活とも複数の顧問を配置し、協力体制の整備に努める。
- ・部活動指導員、外部指導者を確保し、技術的な面など指導の役割分担を行う中で、より効率的な指導に努める。部活動指導員が指導・引率を行う場合は原則単独で行うようにする。(令和4年4月1日長野県通知「部活動指導員任用事業補助金交付要綱」による)
- ・松川町少年少女スポーツクラブと連携しながら、少子化による部活の存続などの問題に対処していく。

その他

- ・朝の活動については、H31年度の1学期をもって終了。朝のランニング (自主参加) はR2年度を持って終了する。
- ・学校HPへの掲載、及び年度当初のPTAにて公表する。

※令和3年の「松川中スポーツ活動運営委員会」で文化部も含めて検討していくことを確認し、名称を「松川中部活動運営委員会」とした。